

公益社団法人被害者支援センターやまなし 入会手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者支援センターやまなし（以下「本法人」という。）の定款第6条及び第47条の規定に基づき、入会及び退会の手続きを定めるものとする。

(正会員の入会)

第2条 正会員として入会しようとする者は、正会員の推薦を受け、入会（正会員）申込書（第1号様式）を理事長に提出するものとする。

(賛助会員の入会)

第3条 賛助会員として入会しようとする者は、当年度会費納入をもって、理事長に報告するものとする。

(入会資格)

第4条 正会員として入会しようとする者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (2) 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) その他援助事業に関し、不公正な行為を行うおそれのある者

(変更届)

第5条 本法人の正会員は、住所、氏名（名称）、連絡先その他登録に変更があった場合は、登録事項変更届（第2号様式）により理事長に届け出るものとする。

(退会届)

第6条 会員は、退会しようとするときは、退会届（第3号様式）により理事長に届け出るものとする。

(除名)

第7条 正会員を除名しようとするときは、除名年月日及び除名理由を記載した文書を交付して行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し、従前の入会手続等に関する規程は当該日前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成24年6月18日から施行する。